

災害時における施設への避難者受入に関する覚書

岐阜県（以下「県」という。）と各務原市（以下「市」という。）は、各務原市内において、地震・風水害・大火災その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、避難所として県の所有する施設へ避難者を受入することに関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、災害時に避難者をその避難所として、県の所有する施設への受け入れを確認することを目的とする。

（受入施設等）

第2条 県が災害時に避難者を受け入れる施設及びその使用上の注意事項は、別紙のとおりとする。

（受入期間）

第3条 災害時の施設の受入期間は、県（岐阜県科学技術振興センター条例（平成10年岐阜県条例第20号。以下「条例」という。）第10条第3項の規定による指定があった場合は、県及び指定管理者）が市の要請を受け使用を許可したときから、市が受入終了の旨を連絡したときまでとする。

（受入対象者）

第4条 県（条例第10条第3項の規定による指定があった場合は、県及び指定管理者）が災害時に避難者を受け入れる施設の受入対象者は、施設の近隣に居住する住民とする。

（対応責任者）

第5条 県及び市は、災害時等における対応が円滑に行なわれるよう、それぞれ責任者及び副責任者を定めるものとする。

（対応体制等の相互連絡）

第6条 県及び市は、災害時等における連絡体制、対応窓口及び連絡方法について定めるとともに、前条の責任者と併せて、毎年4月1日及び変更の都度、相互に書面で通知するものとする。

（受け入れの際の手続等）

第7条 受け入れに関する手続等は、おおむね次のとおりとする。

（1）市は、災害時に住民を避難させる必要があると認める場合には、直ちに県（条例第10条第3項の規定による指定があった場合は、県及び指定管理者）に対し、電話、ファクシミリその他可能な通信手段で受け入れの要請を行うものとする。この場合において、後日、正式の依頼文書を送付する。

（2）県（条例第10条第3項の規定による指定があった場合は、県及び指定管理者）は、市から要請を受け、受入可能な状態にあるときは、直ちに電話、ファクシミリその他可能な通信手段により使用許可を与えるものとする。

（所管事項）

第8条 受入施設内の県及び市の所管（責任）事項は、おおむね次のとおりとする。ただし、県及び市は、所管外の事項であっても状況に応じて相互に協力し合うものとし、それぞれの所管事項の責任者の指示に従うものとする。

(1) 県の所管事項 受入施設等の管理及び保全に関すること。ただし、施設等が著しく破損し、又は避難者の受入人員が限界を超えて使用不能となった場合には、市の責任において代わるべき措置を講ずるものとする。

(2) 市の所管事項 避難者の把握、管理及び安全確保に関すること。なお、避難者が当該施設に避難している間は、市は責任者を常駐させるものとする。

(その他の条件)

第9条 市は、受入施設内で混乱が生じないように連絡体制及び安全確保に万全を期すとともに、避難者の受入状態を常に把握し食料及び生活必需品など救援物資の調達に十分配慮すること。

2 市は、避難者の施設使用が長期にわたる等の理由で、施設運営に支障をきたすおそれがある場合は、できる限り速やかに避難所としての代替施設の確保に努めること。

3 市は、避難者の施設利用が終了したときは、速やかに廃棄物の処理等後始末を行うこと。

(施設使用料)

第10条 受入施設に施設使用料が定められている場合、その取り扱いについては、県、市の2者（条例第10条第3項の規定による指定管理者の指定があった場合は、市及び指定管理者の2者）で協議の上、決定するものとする。

(指定管理者の対応の範囲)

第11条 条例第10条第3項の規定による指定管理者の指定があった場合は、対応の範囲を、市及び指定管理者で協議の上、決定するものとする。なお、指定管理者が変更となった場合においては、都度、協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第12条 この覚書に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、県、市協議の上、決定するものとする。

(適用)

第13条 この覚書は、締結の日から適用する。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、県、市押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年 3月 8日

岐阜県

岐阜県知事

古田



各務原市

各務原市長

森



別紙（第2条関係）

1 受入施設

- (1) (住所) 各務原市テクノプラザ1丁目1番地
(施設名) 岐阜県科学技術振興センター
(部屋名及び面積) プラザホール 319m²、 第1会議室 101m²、
第2会議室 101m²、 第3会議室 106m²、
研修室 88m²

(2) 前号に掲げるもののほか、県が別途指定した施設

2 使用上の注意事項

- (1) 施設の使用については、県（条例第10条第3項の規定による指定があった場合は、県及び指定管理者）の指示に従うものとする。
- (2) 県（条例第10条第3項の規定による指定があった場合は、県又は指定管理者）が必要と認める以外の機械、器具、備品等の使用は禁止する。
- (3) 避難者は、使用施設の清掃及び生活用品等の整理整頓に努めるものとする。

